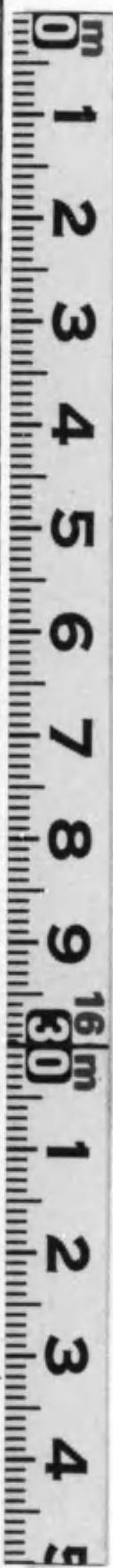


特231

142

著 隆 眞 原 梅
堂 廟 谷 大 と 公 尼 信 覺

所 行 發 究 研 人 聖 鸞 親



始



特231
142



梅原真隆著

覺信尼公と大谷廟堂

親鸞聖人研究發行所



目次

- (一) 東關に於ける誕生……………(二)
- (二) 日野廣綱との關係……………(六)
- (三) 三月廿八日の御消息……………(三)
- (四) 寛元元年の御讓狀……………(一五)
- (五) 小野宮禪念へ再嫁……………(二)
- (六) 大谷廟堂の草創……………(二七)

(七)	尼公の寄進状……………	(三〇)
(八)	最初の留守職……………	(四二)
(九)	最後の懇囑……………	(四四)
(十)	和論語に編まれし法句……………	(五四)

覺信尼公と大谷廟堂

(一) 東關の誕生

大谷本廟を創立せられた覺信尼公は俗名は「いやおんな」即ち彌女でありました、その誕生なされたのは、後堀川院の元仁元年であります。これは本派本願寺に藏せらるゝ惠信尼文書によつてあきらかになつたことであります。即ち、母公の惠信尼が弘長三年二月十二日御息女の彌女におくられた御文のなかに、

おさなく、御みのやつにておはしました候としの四月十四日より、(風邪)かせ大事に

おはしました候しときの事どもをかきしるして候也

といふ一節があります。この四月十四日より聖人が御病惱であらせられたときの事を書き記されたといふのは、おなじ日にお認めになつた御文書で、

せんしんの御房、(寛喜)くわんき三年四月十四日むまの時ばかりより、(風邪心地)かざ心ち

すこしおぼえて、そのゆふざりより、(賦)ふして大事におはしますに、こしひざ

をもうたせず、てんせい、(看病)かんびやう人をもよせず、たゞ、おともせずして、

ふしておはしませは御身をさぐれば、あたゝかなる事火のごとし、(頭)かしらの

うたせ給事もなめならず云云

とある一通を指示されたのであります。これらの文書によつて寛喜三年には彌女が八歳であらせられたことがわかります、寛喜三年に八歳であらせられたとすると、元仁元年に誕生あらせられたことが知られるのであります。この元仁元年には父上の親鸞聖人は五十二歳であらせられ、母上の惠信尼公が四十三歳であらせられたのであります。惠信尼には男女七人の御息息があらせられたと口傳鈔に傳へて居ります、彌女はその季の御息女でありました。季の御息女であらせられたから、とりわけて御鍾愛になつたであらうことも自然に拜察いたされます。

さて、この元仁元年は誰れにもすぐに気がつくやうに、わが親鸞聖人が御本典

教行信證を撰述あらせられた年であります。これらのおもひ合せてみますと、教行信證の信巻における懺悔表白の一條にも、この彌女の呱呱の聲が仄かに響いてくるやうな感じもいたします。

誠に知んぬ、悲しき哉、愚禿鸞、愛欲の廣海に沈没し、名利の大山に迷惑して、定聚の數に入ることを喜ばず、眞證の證に近くことを快まず、耻づべし傷むべし矣。

因みに、御本典は稻田の御草庵で撰述せられたと傳へられてありますから、彌女の誕生せられたのもやはり稻田の御草庵であつたことゝ想はれます、その稻田の御草庵については、蓮位の記述と稱せらるゝ「淨土眞宗龜鑑」によると稻田の御本尊は聖徳太子であるとしるしてあります。

これによつて想像すると、稻田の御草庵は太子堂であつたのでありませう、高田の如來堂や、國府の勸堂や、桑子の柳堂や木邊の天安堂などゝ思ひ合せてみる

と、稻田の太子堂もさゝやかな辻堂であつて、そこに聖人は御家族と共に身をよせて風雨を凌がれ、そこで御本典が撰述せられ、そしてこの彌女が誕生せられたのであります。

一宗の根本聖典の撰述せられたとき、やがては一宗の根本道場たる大谷本廟を創立せらるゝ彌女が誕生せられたといふことも、おもへば不思議な因縁であるともうさねばなりません。

「大谷本願寺通紀」には「貞應元年生」としてあります、それは何を根據としたのかわかりませんが、今日はその母公の御直筆の文書に依つて彌女の誕生の年を訂正すべきであります。

(二) 日野廣綱との關係

彌女は何年ほど東關にありて御双親のお膝下にゐらせられたことであらうか、それは明白にはわかりませんが、けれども、さきにのべたごとく母尼の御文書に寛喜三年四月の記事を指示して「御みのやつにておはしまし候とし」と指示されたことをみると、少くともその頃まで即ち八歳の春までは、御兩親の膝下に撫育されたことゝ想像してもよいかとおもはれます。

ところがまもなく京洛に上られたやうに想像されます。尼公の生涯をしめす有力な史料として、まづ「本願寺文書」から左の一通を抄録いたします。この文書はのちにも、いろ／＼と参考になりますから、煩をいはずこの全部を抄録しておきます。

本願寺留守職相傳系圖

尼覺信

元久我太政大臣通光公女房曰ク兵衛督局曰日野皇太后宮大進有範孫親鸞上人女日野左衛門佐廣綱妾以當所寄附影堂敷財主也

山僧宗惠

元中納言阿闍梨大原二品親王門人尋有僧都入室弟子遁世號專證後改日野左衛門佐廣綱子日野中納言家光卿猶子母覺信就申付居住當所與中納言法印僧宗昭

西林院法印行寬入室弟子宗惠真弟一乘院門人勘解由小路中納言兼仲卿爲子依宗惠阿闍梨申付居當所留守職他人不相承之次第如斯

この文書によつて注意されることは「尼覺信」即ち彌女は久我太政大臣通光公

の女房であつたこと、また、日野左衛門佐廣綱の妾であつたことが示されてあります。そして、その何れが前であり何れが後であつたかは明白に示されてないけれども、記録の順位から察し且つ「元久我太政大臣通光公女房」として「元」の字を冠してある點に注意すると久我通光の侍女として仕へたのが前であつたやうにもおもはれます。そして、そのときは兵衛督局と號したことも知られます。しかし、これは寧ろ反對であつて日野廣綱に給仕されたのは、この以前でないかとおもはれるのであります。

彌女は廣綱とのあいだに一子を設けてゐられます、上に引用した本願寺留守職相傳系圖の宗惠の條下に「日野左衛佐廣綱子、日野中納言家光卿猶子、母覺信」云云とあることによつても明白であります、然らば彌女が宗惠を生んだのは何年であるかといふに、それは彌女が非常に若かつた頃、否な幼い頃のやうに想像されます、上にもあるとほり宗惠は家光の猶子になつてゐるが、その家光の猶子に

なつた事情は父の廣綱が早世せられたからであると傳へられてあります、即ち慕歸繪詞に「嚴師上綱(宗惠)は父(廣綱)世を早して、一門の長者日野中納言家光卿の子(猶子)なり」とのべてあります。而して、その家光は公卿補任によると嘉禎二年十二月に斃去せられてある、してみると宗惠の生れたのはおそくとも嘉禎二年以前でなくてはなりません、そして嘉禎二年は彌女は十三歳であります、してみると彌女は十二歳にはおそくとも廣綱に給仕をしてゐられたともみるべきであります、そうするとその以前に通光公の侍女とされることもおもはれませぬ、寧ろ、廣綱に給仕して子をうみ、まもなく廣綱が薨去されたので、そのうち、通光公の侍女となられたと推考するのが自然であります。

若し上の推考にあやまりがないとすれば、彌女は十三歳にして母となられたのであります、史家のうちには本願寺留守職相傳系圖に「廣綱妾」としるし、本願寺系圖には「日野左衛門廣綱室、出家法名覺信、彌女」とあるに着眼して「妾」

か「室」かについて詮議する人もありますが、しかし、私では何れも同意義で「室」といふも「側室」の意味であると解したらよいとおもひます、何といつても十二三歳の幼い彌女であるから、未だ正式に正妻として擁立するまでに事情が運んでゐないのが寧ろ自然であります。

然らば何故に幼い彌女が御兩親の膝下をはなれてひとり京洛にのぼられたのでありませうか、これについてはたしかなことを推測する素材もありませんが、おもふに邊鄙の東關においては彌女の教養が思ふやうにできないので、京の縁邊である日野家において都風にしつけて貰ふために上洛されたのでありますまいか、若くは廣綱との許婚の約ができてゐたので、日野家へ幼い頃から引とられたのかも知れませぬ、何れにしても、八歳から十二歳までのうち即ち十歳前後の幼い彌女が東關の慈親のお膝元からはなれ京洛の日野家をたよつて入洛せられたのであります。

ところが、いつしか廣綱とのあひだに一子をもうけられることゝなりました、そして、まもなく廣綱はなくなられた、一子光壽丸を抱いて廣綱に死わかれた十三歳の彌女さまのお姿をおもふだに、傷々しく感じられます。父なる聖人はさぞさぞ憂慮傷心せられたことでありませう、聖人は東關にあつてこの彌女のかなしい業縁を傍観して居れないところから、上洛を思ひたゞれたのではないでせうか。

(三) 三月廿八日の御消息

こゝに思浮べられるのは本派本願寺に傳來する左の御消息のことです。
 いやおむ(彌女)な(文)のこと、ふみかきて、まいらせられ候めり、いまだ、(居處)ゐどころも
 なくて、わび(佗居)ゐて候なり。あさましく、もてあつかいて、いかにすべし
 ともなくて候なり。あなかしこ

三月廿八日

(親鸞花押)

(切封、表書)

わうごせんへ

この御消息の年代は不明であります、しかし、あるひはこの頃即ち彌女が廣綱の子をもうけられた頃の御消息であるまいかとおもはれるのであります、若し、

そうである、とするとわうごせん即ち王御前(三河念佛相承日記の乙王御前のことか)から、いやおむな即ち彌女のことを心配してよこしたのに對して聖人がおこたへなされたものでありませう。つまり、幼い彌女が子をもつて、しかも廣綱を失ひ、たまたま日野家の没落の頃であるのでこれ以上日野家にも落居されず、途方にくれてゐられることを嘆かれたのでないでせうか、「いまだ、ゐどころもなく、わびゐて候なり。」といふ御ことばをみると、途方にくれてゐられる彌女のこと(彌女)が髣髴として偲ばれます、幼い彌女の佗しい生活、傷ましい生活を、なげき傷みつゞけられた聖人のお心持が「あさましく、もてあつかいて、いかにすべしともなくて候なり」とある文字にありありと現はれて居ります。(尤も、この御消息は聖人が御上洛になつた後、彌女が萍のやうに、いろ／＼の人に召使はれてゆくことを見とゞけての御悲嘆かも知れません)

かゝる途方にくれて居られた彌女が、王御前あたりの世話で、久我通光の女房

として仕へることゝなられたのでありませう、而して通光は寶治二年正月であるから、それ以前でなくてはなりません、即ち彌女は廿三歳以下であります。

ところが、彌女が二十歳、以前に照阿に仕へてゐたのが東女房に仕へたことが證明される寛元元年の文書(次項にしるします)があるから、通光の女房となられたのは照阿に仕へられた以前か、東の女房に仕へられた以後か、いづれにしても萍のやうな生活であります。うら若い彌女の生涯はいかにも傷ましいものであります。

(四) 寛元元年の御讓狀

さきにものべました寛元元年の御文書といふのは本派本願寺に傳はるもので、次のごときものであります。

ゆづりわたすいや女事

(身代)

(照阿彌陀)

(召使)

(照阿彌陀)

みのかはりをとらせてせうあみだ佛がめしつかふ女なり、しかるをせうあみ

(東)

(妨)

だ佛ひむがしの女房にゆづりわたすものなり、さまたげをなすべき人なし、

ゆめくわづらいあるべからず、のちのためにゆづりふみをたてまつるもの

(煩)

(讓)

(文)

なり、あなかしこく

寛元元年癸卯十二月廿一日

(親鸞花押)

この文書はいろくゝの型に誤傳せられました。本願寺通紀にはこれを「祖師屬

眞像於覺信尼書」と標して、次のごとく記録して居ります。

ゆづりわたすこと

身のかほりを讓渡ものなり、さまたげをなすべき人なし、努々わづらひあるべからず、後のために、此ふみをつかはすものなり。穴賢々々

寛元元年十二月廿一日

親鸞花押

彌女江

となつて居ります、これは御本寺の御眞影は聖人が彌女へ形見として付屬されたものといふ傳説を基礎づけたのでありませう。また、叢林集には次の如く記録されてあります。

ゆづりわたすいや女か事

身のかほりをとらせて、せう阿彌陀佛がめしつかふ女なり、しかるをせう阿彌陀佛東しの女房にゆづりわたす物なり、さまたげをなすべき人なし、ゆめ

／＼わづらひあるべからず、後のために、ゆづりふみをたてまつるものなり。
あなかしこく

寛元元年十二月二十一日

七十七歳御判

覺信房江

これは原型に近いものであるけれども、その標や年代や宛名に附加があるので、全く領會しがたいものになりました、本願寺通紀にはこれを異本として引抄し、さらに「今謂、建初數言、殆不可解、又寛元元年祖師七十一歳也、又寛元三年彌女二十四歳、喪失廣綱、後歸禪念、寛元元年、豈有覺信法諱乎、鹵莽如此、不足信用」と評して居ります。ところが通紀の文書は全く轉改されてしまつてゐることに氣づかない本願寺通紀の著者玄智は聖人御眞筆の本願寺文書を知らなかつたのであります。ところが現今ではその原本が公知されたために、ありのまゝのこゝを知悉することができます。とにかくこの文書は彌女の悲しい生涯を鋭く示す

ものであります。

「ゆづりわたすいや女事」といふのは當時の讓狀の形式であつて、讓渡す人名をあげてゐるのであります。故に、彌女に何物かを讓わたす文書ではなくて、他人に彌女を讓わたす文書であります。

「みのかわり」とは通紀あたりでは聖人が自分の現身のかはりとして即ち亡きあとの形見として御眞影をのこされたものと解釋して居るのでありますが、實はそうでなくて、「みのかわり」とは身代の財物すなはち給金のことであります。そこで、この文書はいや女(彌女)はせうあみだ佛(照阿彌陀佛)が身代金を支拂ふて召使ふてゐた女であるが、こんど、せうあみだ佛(照阿彌陀佛)からひんがしの女房(東の女房)へ讓わたすについて、のちに面倒な煩雜のおこらないやうに、彌女の父なる聖人が後日のための證券として、この文書をしるされたのであります。

寛元元年といへば、聖人七十一歳であり彌女は二十歳であります。あはれ、幼

い頃から京洛に出て、幾人かに仕へてきなさつた彌女が二十歳のとき、またもや身代金をとつて東の女房に召使はれることになつたのであります。萍やきのふ東けふは西、いかにも傷ましい流浪の生活であります。彌女はどんなにいとしくその身をかへりみられたことでありませう、さらにその愛する息女を他人に讓渡す文書をしるされた聖人はどんなにかなしい思ひに迫られたことでありませう、これらは「家の聖者」のかなしい嘆きであります。さわれかゝる文書を筆にせられた聖人であればこそ人生さながらの救ひを顯開されたのであります、幼いものゝむつきを洗はれた蓮如上人の手によつて一切群生の聖教として御文がつゞられたこともまたこれと同じ趣があります。

さて、この照阿彌陀佛とか東女房とかいふ方は、いかなる人々であるか、くわしいことはわかりませんが、照阿彌陀佛は大谷南地の前所有者たる尼照阿で源氏女と稱するものでないかと推考される史家もあります、あるひはそうかも知れませ

ん、若し然らば後に大谷本廟の地として擴張された地域は、若い日の彌女の働勞された思出ふかき土地といふことになるのであります。

尙ほ久我家の女房になられたのは、この後であらうかと推考される史家もあります、そうかも知れません。若し、そうすれば通光の薨去まで即ち寛治二年までその女房となられたので、そうすると彌女の二十三歳までのことが、略、見當づけられます。

それから後のことはしばらくわかりませんが、禪念に再嫁せられたことが明白であります。

(五) 小野宮禪念へ再嫁

さきに引抄した本願寺留守職相傳系圖には示されてはありますが、彌女は禪念といふ人に再嫁せられたのであります、これを覺如時代にできた留守職相傳系圖にのせなかつたのは大谷騒動の影響であらうかとおもはれます。

禪念は中院小野宮少將具親の子であります、禪念の姪にあたるものが久我通光の子雅忠の室になつてゐるから、久我家と小野宮家とは姻戚關係があるので、久我通光の女房であつた彌女が小野宮禪念に再嫁せられる因縁がつかつたのかも知れませぬ。

さて、禪念へ再嫁せられたのは何時ごろであつたか分明的いたしませぬ。最もはやく考へると通光の薨去の後、まもなく禪念へ嫁せられたのであるかも知れませ

ぬ。

なほ大谷屋地手繼所持目録には「平氏女奉沽却禪念御房券一通正嘉二年七月廿七日」といふ一項があります、その券面は左の如くであります。

沽却 屋地壹處事

合壹戸主余 積伍拾壹丈

口南北伍丈貳尺五寸 奥南北四丈五尺

(東西?)
奥東拾壹丈五尺

在今小路末南 限西大道 限東堺ケヒ
限北類地 限南類地

右件屋地者、平氏女相傳之私領也、雖然依有直要用、于錢捌拾貫文、限永代禪念御房、相副手繼四通、奉沽渡事實也、更以不可有他妨、若向後違亂出來者、可奉返直本錢者也、仍爲備後代龜鏡、放券文之狀、如件

正嘉二年七月廿七日

たいらの女 在判

さいしん 在判

これによると正嘉二年七月、禪念房は「たいらの女」「さいしん」なるものから拾貫文を以つて、今小路の末南の土地一割を買ふたのであります、その地域は口南北五丈二尺五寸、奥南北四丈五尺、東西十一丈五尺の一種の矩形のものであつたのであります、それは青蓮院の南の崇泰院あたりであらうと想定せられます。

正嘉二年といへば聖人八十六歳のとき、彌女は三十五歳であります、その頃彌女はすでに禪念房に再嫁してゐられたかも知れませぬ、若し然らばこの大谷の地に禪念と彌女とが居住してゐられたのでありませう。かゝる因縁によつて、のちに此地へ聖人の廟地が移されたのではないでせうか。

けれども、一方から云ふと、禪念は聖人に師事してゐられたかごうか史家によつて問題とせられます、蓋し明白な形跡が見あたらないからであります。因みに禪念の子の唯善が大谷廟地のあらしひにあたり院宣を請ふた言上書に

雑にして苦惱ふかき經緯をとほして大谷の廟堂の礎石が運ばれたのであります。

聖人が晩年に入出二門偈をもつてせられて「高原陸地不生蓮、卑濕淤泥蓮華生」と讚嘆されたことは、彌女の一生をおもふときいよ／＼切實に味はれるのであります。

(六) 大谷の廟堂の草創

『御傳鈔』によれば聖人の御遷化の後のことを記して、左の如くのべてあります。はるかに河東の路を歴て、洛陽東山の西麓、鳥邊野の南邊、延仁寺に葬りたまつる。遺骨を捨て、同山の麓鳥邊野の北、大谷にこれをおさめたまつりをはりぬ(中略)文永九年冬比、東山西麓、鳥邊野の北、大谷の墳墓をあらためて、同麓より猶西、吉水の北邊に遺骨を掘渡して、佛閣をたて影像を安ず。

これによると、聖人が御遷化になるや、鳥邊野の南の延仁寺に荼毘して、御遺骨をその北の方にあたる大谷に納めたのであるが、それから十年を経て、文永九年の冬、御遺骨を吉水の北の邊へ移したてまつて佛閣をたて影像を安じて廟堂が

右件坊地者、親父禪念相傳私領也、而吾祖^(父?)親鸞爲法然上人弟子、傳淨土深義勸末^(世?)□淺機、仍禪念以歸敬佛法、於別相傳大谷敷地、去文永曆癸門弟等合力、建立一草堂安置彼影像、同十二年死去畢、唯善一子之間相傳云云

とのべてゐる、この文書は唯善が自分と禪念と親鸞との関係を示さうとするものであるが禪念をたゞ漠然と「仍禪念以歸敬佛法」と云つた丈りで、「聖人面授直弟子」とかいつてゐないから聖人に面受しないのであるとも云へませう、かくて禪念は親鸞の面授でない論考する史家もあります。しかし「仍禪念以歸敬佛法」の「仍」「以」の文字を上「親鸞爲法然上人弟子、傳淨土深義、勸末□淺薄」にかけてみると、これは禪念が聖人の直弟子であることを示すことにもなりませう。だから、これを論據として禪念への再嫁は聖人滅後であるとなす推考は未だ確かなものでありませぬ、むしろ、聖人在世の頃に、すでに彌女は禪念に再嫁されたと解するのが自然なやうであります。

そして、禪念と彌女とのあひだに唯善といふ子がうまれました、この唯善はいつ頃生れたかも不明であります、禪念が文永十二年に彌女即ち覺信尼に大谷の土地を譲つたときの文書や、覺信尼の弘安三年の寄進状にも一名丸といふ唯善の童名をかゝげてゐるところからみて、弘安三年頃は大きくても十五六歳を過ぎてはゐなかつたかとおもはれる、してみると唯善は文永のはじめに誕生したのであるまいかとおもはれます、尙ほ惠信尼が文永五年に覺信尼へおくられた御消息に子供の誕生のことをしるしてあるのを、この唯善のこととして文永四年か五年の誕生であらうと推考する人もあります、これもひとつの参考としてよいかとおもはれます。

さはれ、彌女はさきに廣綱とのあひだに生れた一子のある上に今また禪念とのあひだに一子のうまれたこと、即ち父を異にした二人の子を有たれたことは、彌女の生活に一層複雑なやみを加へることになつたのであります、しかし、かゝる複

雜にして苦惱ふかき經緯をとほして大谷の廟堂の礎石が運ばれたのであります。

聖人が晩年に入出二門偈をもつて「高原陸地不生蓮、卑濕淤泥蓮華生」と讚嘆されたことは、彌女の一生をおもふときいよく切實に味はれるのであります。

(六) 大谷の廟堂の草創

『御傳鈔』によれば聖人の御遷化の後のことを記して、左の如くのべてあります。はるかに河東の路を歴て、洛陽東山の西麓、鳥邊野の南邊、延仁寺に葬りたてまつる。遺骨を捨て、同山の麓鳥邊野の北、大谷にこれをおさめたてまつりをはりぬ(中略)文永九年冬比、東山西麓、鳥邊野の北、大谷の墳墓をあらためて、同麓より猶西、吉水の北邊に遺骨を掘渡して、佛閣をたて影像を安ず。

これによると、聖人が御遷化になるや、鳥邊野の南の延仁寺に荼毘して、御遺骨をその北の方にあたる大谷に納めたのであるが、それから十年を経て、文永九年の冬、御遺骨を吉水の北の邊へ移したてまつて佛閣をたて影像を安じて廟堂が

できあがつたのであります。これが大谷本廟の草創であります。この本廟の草創はもとより數多くの方々の懇志によるものであります。しかしその中心は覺信尼であります。この廟堂の草創は覺信尼の最も尊い貢獻であります。

この文永九年に改修された地處は覺信尼の夫禪念房の所有でありました。これは前項にかゝげた正嘉二年の地券がそれでありました。これは上にも述べたごとく彌女が夫禪念と同居せられたであらう土地であつたので、こゝに改修せられたのでありませう。

そのうちに、禪念は文永十二年に亡くなられたのであります。それに氣づくやこの大谷の地を妻の覺信尼に與へました、そして、この頃は彌女は覺信尼といふ法號をもつて居られたのであります。本願寺文書に次の文書があります。

僧禪念讓尼覺信狀案

禪念房讓狀案

おほたに(大谷)の(屋地)やちの(本券)ほんけむ(枚)五まい(文)まいらせ候、このふみ(手繼)をてつきにて、たの(別)わつらい(煩)あるましく候一み(名)やう(房)はうには、ゆつりたはうたはしは御心にて候へし、ゆめ(煩)へちのわつらひあるへからす候なり。

文永十一年四月廿七日

在判

かくしんの御房へ

このうち「たはうたはしは」といふ邊は、はつきり讀めない、誤寫であらうとおもふ、しかし、これは唯善即ち一名房へ讓渡すべきか否やは覺信尼の心任せにせよとの文意であらうかと思はれます、蓋し一名房は禪念房の實子であるからであります。

いづれにもせよ、大谷の廟堂の地は覺信尼の手に入つたのであります、そしてわが聖人の本廟がその御息女の地にたてられたことは、いかにも因縁のなつかしいことであります。

(七) 覺信尼公の寄進

大谷の敷地は禪念房から覺信尼の手に譲られたが、そのうへにたてられた佛閣と影像即ち廟堂はすべて門弟の懇志によつたもので、門弟の共有であつたのであります。ところが、その後三年をへて建治三年には覺信尼はこの敷地を寄進して廟堂の全部を門弟の共有とせられました、これによつて尼公はいかにも聰明なお方であることが窺はれます。

そして、この寄附についても周到な用心をもつて行はれてあります、思慮ふかくして教團を重んぜられた覺信尼の性格をしめすものであります、といふのはこの敷地の寄進狀が三度までも門弟に交付されてあることを注意しなくてはなりません。大谷屋地手繼所持目録のうちに、

一、親鸞聖人御墓所ノ爲ニ故覺信御房被寄進狀四通

此内一通者建治三年九月廿二日下總國サシマノ常念房給置之

一通者建治三年十一月七日常陸國ヌノ川ノ教念坊並高田顯智坊預置之

一通者弘安三年十月廿五日飯沼善性房子息智光坊、並善性房同朋證信房兩人ノ中へ於大谷坊被出之了、若正文有入事之時者此人々許へ可被尋者也

これによると、覺信尼は三度、寄進狀を認めて（四通と標舉してあるのは教念と顯智とへ同文のものを認められたからであらう）ゐられるのであります、そして、常念、教念、顯智、智光、證信は當時の門侶の代表格の人物であつたことも察せられます。

この三度の寄進狀は、最初のものには現存しないけれども、第二回のもものは専修寺に、第三回のもものは本派本願寺に藏せられてあります。

第二回の寄進狀、即ち建治三年十一月七日に認められたもの、要點を抄録する

と次のとほりであります。

きしんす、ちいちの事

あり、おほたにのそうもんのみなみ、ひんかしのつら、しゝさかいは、

ほんけんのみへたり

みき、くたんのちは、あまかくしんか、さうてんのところなり、しかるを、

こしんらん上人は、かくしんのちゝにてをはしますゆゑに、むかしのかうは

しさによて、上人の御はかどころに、なかく、ゑいたいをかきて、きしんた

てまつる物なり、かくしん一このゝち、このところをあいつかんすゑゝの

人、ほんけんをいたして、しみむ□りといふとん、井中の御どうきやうの御

心ゆかすして、こゝろにまかせて、うりもし、又いらんなさんともからは、

はやくふけうにそせられて、さいくわにをこなはるへし、又しんらん上人の

御てしたちの御心にかないて候はんものをは、この御はかどころをあつた

ひ候て、みさはくらせられ候へし、まつたいまでも、御はかをまたくせんた

めに、きしんしやうくたんのことし。

このやうをかきて、さきにさしまのしやうねんはうに、井中のどうきやうの

御中へ御ひろう候へとて、たてまつり候しかは、をなし事にて候へとん、と

うきやうおほくをはしまし候へは、いまたしらせ給はぬ人もをはしまし候ら

んとて、けんちはう、けうねんはう、なを御ひろう候へと思て、をなし事を

又かきてまいらせ候らゑは、こゝ、まつたいまでも、上人のみめうたうの御

ちとさためて、ゆめゝたのさまたけあるましく候、もしこのみめうたうあ

つかりて候はんするあまかすゑゝのものども、このちをうりもし、しちに

もをきて候ども、ゆめゝもちゑられ候はて、もんそとして、ゐ中の御どう

きやうたちの御はからいにて、をさへて、くけふけへそせうをいたして、御

はかのちになさるへし、そのうゑ、へちのさいくわにもをこなはるましくほ

(本券) ならいに、たいく(手繼)のてつきどもをも、このふそくして、御とうき
やうの中へまいらせ候へく候とん、京へんのちのならひ、(習)さかひろんなども
つねに候時に、この御はかあいつきて候はんするあまかこにあつけをきて、
さかひのあきらめをもせさせ候はんために、くしとでもとらす候なり、のち
(塙) (分別) (文證) のもんそのために、かきをき候也。
(らせ候へ)

けんち三ねん十一月七日

あまかくしん

ありはん

(寄進) (文) このきしんの状の正もんのいらん時は
(布川) (教念房) (顯智房) ぬのかわのけんねんはうけんちはうのもとへたつぬへし
(故聖人) こしやう人の御はかどころに、お中の人々にきしんする
御文のあん

第三回の寄進状、即ち弘安三年十月二十五日の案文は次のとほりであります。

尼覺信寄進状案

きしんすちの事

あり、おほたにのそうもんのみなみ、ひんかしのつら、し(東)のさかい、
(大谷) (總門) (面) (四至) (塙)

ほんくゑんにみへたり

(右) 件 (地) (尼) 覺 信 相 傳
みき、くたんのちは、あまかくしんかさうてんのところなり、しかるを、(故
親 覺) しんらん上人は、かくしんかち(父)にてをはしますゆへに、上人の御はか(墓所)
ろに、なかく、(永代) (限) (寄進) きたてまつるものなり。かくしん、
(二期 後) (相 嗣) いちこのうち、このところをあひつかんすゑくの人、ほんくゑんをたいし
(子孫) (田舎) (同行) て、しそんたりといふもて、お中の御とうきやうたちの、御心ゆかすして、
心にまかせて、(活) (異 亂) うりもし、又あんなさんともからは、はやくふけふにせせ
られて、(罪 科) さいくわにをこなはるべし。又しんらん上人の御(弟子)したちの御心に
かなひて候はんものをは、この御はか(預 賜)ところをばあつたひ候て、さいくう

を給候へし。(末代) まつたいまでも、御はかところを(安全) またくせんために、きしんのしやうくたんのことし。

弘安三年たつ十月廿五日

しんらん上人のゐ中の

御てしの御中

あま覺信 ありはん
唯善童名 一 名 丸 ありはん
覺惠本名 專 證 ありはん

副出寄進狀覺信狀案

きしんの狀にそへいたす狀の案(副)

(故親鷲) こしんらん上人の御はかの地の、本く(券)ゑん、(手繼) てつきを、(田舎) ゐ中の御同行の御中へまいらすへしといゑとも、京の(習)ならひ、(堺相論) さかひさうろんなども候へは、この御るすし候はんするあまかこと(尼)にも(子供)にあつけをき候て、あきらめをもせさせ候はんために、あつけをき候也、(禪念) せんねんの御房の、(覺信) かくしんにゆつりたひ

候御てつき(手繼)はかりを、(案) あんをかきて、ことに、(判) はんをしてまいらせ候、のちのために、かきをき候ものなり。

弘安三年十月廿五日

あま覺信 ありはん

さて、これらの文案をとほして、覺信尼の深慮と念願があり〜と察せられま

す。
これをよんで、まづ氣のつくことは、「こしんらん上人は、かくしんのちゝにてをはしますゆゑ、むかしのかうはしきさによて、上人の御はかところになかく、ゑいたいをかきて、きしんたてまつるものなり」といふ一節であります、即ち故聖人は私の父であらせられたから、その父子の芳縁をおもふて、上人の御廟墓へ永代を限つて寄進したてまつるとの意味であります、すべての門侶がいろいろのものを寄進して佛閣をたて影像を安するをみて、尼公は貧しくして何等の供養もできなない身をあはれに淋しく感じられたことでありませう、そこで亡夫から譲られ

た唯一の財である敷地を寄進されたのであります、つまり尼公はすべてをさげ
て寄進されたのであります。本廟の基礎がこの尼公のすべてをさげられる純全
な供養であつたことは尊いことでもあります。

次に、注意されるのは「まつたいまでも、御はかをまったくせんために、きしん
のしよう、くたんのごとし」といふ一節であります、即ち末代まで御廟墓の安全
を計らんとするの深慮がこもつてゐるのであります。尤も、この言葉は寄進状をか
ゝれた用意をのべられたのであります、さらに私有の敷地を寄進されたことそ
のことが本廟の安全と永續をなす所以であると深慮せられたことに氣づかねばな
りませぬ。何となれば、聖人の血族の私領にして獨占するとはやがて一般門侶と
の親しみを失ふことであると考へられたのでありませう、こゝに尼公の私心をす
てられた純情と慧智とを床しく仰ぐのであります。

更らに、尼公の心情にたち入りすぎては恐れ入るけれども尼公が父を異にした

二人の子、即ち廣綱とのあひだにうまれた年長の專證と、禪念とのあひだにまう
けた幼少の一名丸とを有つてゐられたことは、恐らく人知れず複雑な心を碎かれ
たことであつたのでありませう、思ふにこの大谷の地はもと禪念の私領であつて
當然その子の一名丸が相續すべきものを、それが幼少のため覺信尼へ譲られたも
のである。且つ禪念は尼公が一名丸へ譲つてくれるであらう事をそれとなく期待
してゐたらしい事も、前にひいた禪念の土地讓狀に現はれて居ります。さればど
て幼い一名丸にこれを讓つては年長けた專證は淋しく感じるであらう。若し專證
に與へては幼い一名丸はひがむであらう、何れにしても、父を異にして、しかも
父にとりのこされた二人の子を左右に撫育された母としての尼公は土地の處置に
まどはれたことかと察せられます。一步あやまれば悲しい兄弟のあらそひのたね
となる問題の土地を、故上人の御墓どころとして寄進することが、すべての煩惱
を淨めてくれることであり、一家の圓滿もはかられ、ひいては本廟の安全もはか

られるとお考へになつたのでないかと察せられます、そこで、弘安三年の寄進状に「あま覺信、一名丸、專證」と母子三人が連署されたのも、覺信尼公の苦心の痕がうかゞはれます。さらに年上の專證よりも、幼い一名丸をさきに署名してあるのは、世俗的にいへば禪念の私領はその遺子の一名丸が相續するのは當然であるといふことも反影してゐると見なくてはなりません。

尙ほ「この、みめうどう、あづかりて候はんする、あまがすゑくのものども」即ち、御廟堂を預る尼公の兒孫が土地を賣つたり質にいれたり、異亂をいひたてたときは、公家武家へ訴へて處罰しても、この廟堂をまもつてくれと云つてゐられるあたりは、全く嚴かな感じがいたします。女性でありながら、ちいさな私情を越えて、うるはしく聖化されたことをおもふて、あたまがさがります。彌女はすべての批判をうけて、その一族を正しく歩ませんとせられた心事はいかにも尊いものであります。

(八) 最初の留守職

かくて、大谷の廟堂を門侶の共有としてうるはしい親鸞教團の結成を考へらるゝと共に、その管理の権能もすべて門侶に委ねてしまひ、たゞ上人の血をうけたものはその芳縁によつて留守職になることを工夫せられました、これまた情理をつくした適宜の處置であつたと思はれます。

「留守職」といふ名稱は諸國に散在する門徒にかはりて、門侶の不在のとき廟堂を守護するといふほどの意味でありました、そして留守職に何等の権力もあたはず、その進退の権能を全く門徒にあたへられたことは、床しいことであります。

そして尼公は最初の留守職でありまして、第二代は宗惠であり、第三代は覺如であります、第三代の覺如上人のときにこの留守職といふものが自然に消滅して

本願寺住職となられたのであります、上に引抄した「本願寺留守職相傳系圖」には「尼覺信、僧宗惠、僧宗昭」と三人を次第してあり、終りに「當所留守職他人不相承之次第如斯」としてこの三人に限つてあることをみてもわかります。

さて、留守職の相傳といふことについても相當の経緯がありました、これが爲めに尼公は相當に苦心せられたらしく察せられます。何となれば覺信尼公には專證(宗惠)と一名丸(唯善)といふ父を異にした二人の子がある。一子は弟のやうに歳たけてゐるし、一子は未だうら若いもので、その年齢に非常な差違がある。さらに、大谷の廟堂の地はもと唯善の父禪念のものであるので何れをして留守職を相傳せしむるかは問題であつたでありませう、しかし、覺信尼は聰明に宗惠に相傳せしめられました。恐らくは專證はその年齢において、その人格において、その思想において、その信念において唯善よりも適任であつたからでありませう。

因に「本願寺留守職公驗等目六」のうちに「通財主覺信申置專證覺惠狀、本名狀、弘安

三年十月廿六日」といふ一項目があります、その文面は次のとほりであります。

(大谷)おほたにの(故親鸞)こしんらん上人の御(影堂)ゑいたうの(敷地)しきちの事。(寄進)きしんのしやうをか(田舎)きて、(弟子)おなかの御(留守職)てしたちのなかへいたしをはりぬ、たゞし、このころの(手)すしきにおきては、(管領)せんせうはうに申つくところなり、はやくこのふみ(器量)をてつきとして、(末代)くわんれいせらるへし、(二期)その一この(子供)ちは、又このものなかに(器量)もきりやうをはからひて、(末代)すゑのよまでも、(次第)したいに申つけらるへし上人の御(尼)ためにも、(嗣)あまかためにも(妨)□、その御(裔)すへたらんどもから、このところを(嗣)あひつくへきうへは、(違亂)ゆめくたの(妨)さまたけあるへから(公家)□、かやうに申をくうへは、(敷地)もしいかなる(寄進)ゐらん(門弟)□申人ありども、(訴)はやくくけふけにうたへ申(領)□、(留守職)しきちにおきては、(進)きしんのしやうにまかせて、(尼)もんていのくわんれいとし、(相承)るすしきにをいては、(狀)このしやうをまもりて、(子孫)あまかしそん、なかくあひつくへきものなり、よて、のちのために、しやうくたんのことし

こうあん三ねんかのへたつ十月廿六日
(専 證)
(房)
 せんせうの御はうへ

あまかくしん(花押)

この文書については多少の疑問をさしはさむ史家もありますが、しかし、この文書のうちには留守職にはその子孫をして相傳せしめたいとの尼公の苦心は相當にあらはれて居ります。且つ門弟と子孫とのあひだの關係を明示される必要があつたものとおもはれます、故に弘安六年の狀があつても、この弘安三年の狀は無意味でないとおもはれます。

敷地を門弟宛に寄進せられた無私な態度と共に、留守職を子孫に相傳せしめんとせられたことは周到な工夫であります、それは聖人の血をうけたものが留守職として廟堂にかしづくことが自然である丈けでなく、門弟を留守職にするとき却つて門侶等がお互にその地位をあらそふことになるかも知れないことを慮られたのであらう。そこで「しきちにおきては、きしんのしようにまかせて、もんでい

くわんれいとし、るすしきにおいては、このしやうをまもりて、あまがしそん、ながくあひつくべきものなり」と分際をきつぱりせられたことは覺信尼らしい深慮であります、最初の留守職としての尼公がかゝる點を考慮せられるのは至當であります。

(九) 最後の懇囑

覺信尼公の御遷化になつたのは何年であるか、くわしいことはわかりませぬ、本願寺通紀には「弘安四年四月十六日逝」としてありますが、しかし、これは史實に合致しないやうであります。これは本願寺通紀よりも更らに確實な本願寺文書によつて弘安六年説をさるべきものでありませう、即ち「大谷屋地手繼所持目録」のうちに次の一項があります。

一、親鸞聖人御廟沙汰事覺惠ニ被仰置亡母覺信御坊御狀一通執筆弘雅阿闍梨弘安六年十一月廿四日此日東國人々申ニテ披露了

といふのがある。その御狀の文案は次のとほりであります。

みはかの御るすの事申つけらるゝ

尼覺信房最後狀案

十一月十八日より、(と)(咽喉病)このやまひをし候へは、いまは、(慶)(終焉)このたひそおはりにてさふらへは、(見參)(今年)お中の人々のけさむもことしはかりぞ、(見參)けさんのかきりにてさふらひけるとおほへて、(宿業)しゆくごうのほども、ふしきにおほへて候。さては(上 人)(慕)このしやう人の御はかの御さたを(沙汰)は、覺惠本名也(專證房)せんせうはうに申をきさふらふなり(尼)あまが候つるほとは、(田舎)(志)お中の人々の御心さしものにて、このものどもを(喃)はくゝみ候つれども、いまはいかゝし候はんすらんど心くるしくおほへ候、(田 島)たはたけもゝたす候へは、(譲 置)ゆつりおく事もなく候、たゞいかう、(一向)お中の人々をこそた(特)のみまいらせ候へは、(尼)あまがさふらいしにかはらず、御らんじはなたれす候へかしと(危)おほへて候、めんくへ申へく候へども、さのみ、(煩)はんをし候はんもわひしく候て、みなくを、をなし事に御らん候へとて、ひとつに申候也、あなかしこ。

弘安六年十一月廿四日

覺 信 ありはん

お中の人々の御中へ

この文書には冒頭に「尼覺信房最後狀案」としるしてあります、この「最後」の二字に注意しても、この御狀をもつて間もなく御往生なされたことゝ想像することが穩當でありませう。弘安六年は尼公は六十歳であらせられました。

この御狀によると尼公は咽喉病をわづらつて御亡くなりになつたのでありますそして、いよいよ起つこと能はざるを知らるゝや、弘雅阿闍梨をして代筆せしめ同日東關の門侶に向つて披露されたのであります、東關の門侶は尼公の病氣を氣づかひ、本廟の後事について心配して、大谷へ集つてゐたことも想像されます。因に本廟の留守職を專證即ち覺惠に譲ることを念を入れて示す文句をかけたある御文を弘雅阿闍梨即ち唯善をして執筆せしめられたのも、のちに兄弟のなかに紛亂の生せんことをおそれての深慮であつたのであります。

さて、この御狀は最後のものであるだけ、そこに切々たる尼公の御こゝろもちが現はれて居ります。

十一月十八日より咽喉の病をなされ再び起つあたはざることを知られたのでありませう「いまは、このたびはおはり」であるとお仰せられています、そこで久しく親しんできた東關の門侶の人々のお眼にかゝるのも今年は最後であると名殘惜しく感ぜられましたやうであります、尼公の門侶に對せられる親しみもおのづと筆致にあらはれて居ります「お中の人々のけざんもことしばかりぞ、けざんのかぎにてさふらひける」と仰せられ、さては「しゆくごうのほどもふしきにおほへて候」と仰せられたあたりは深刻であります、生涯の最後に立つてその一生のことをふりかへつて見られたとき、宿業といふことがひし／＼とこゝろにしみついたのでありませう。

いよいよ最後といふことになつてみれば、まづ氣にかゝるのは父の聖人の御廟

堂の事であり、そこでまづ「このしよう人の御はかの御さたをば、せんせうぼうに申をきさふらふなり」と仰せられました、即ち父聖人の廟堂の留守職は專證房即ち覺惠法師に相傳するやう申つけておいたことをのべて安心してゐられます、さて、これを以つてはじめて覺惠法師へ留守職を譲られるおことばと解する史家もあるが、しかし、私はそうでなくてすでに申つけておいたといふことを示されるので、前項にのべた弘安三年の讓狀が最初であらうとおもふのであります。

さらにこの狀は「みはかの御するの事申つけらるゝ尼覺信房最後狀案」と標記してあります。これは後に紛亂のときにこの御狀は役立つた點を重視してかゝる標記をなしたのでありませうが、全體としては留守職を申おくことを主題とした御狀でなくて、寧ろ、留守職を相傳する子孫の生計について門侶に懇囑なさるゝことが主眼であつたと解釋すべきであります。

門侶への懇囑のお詞は極めて切々たるものがあります、「あまが候つるほどは、

ゐ中の人々の御心さしものにて、このものどもをはくゝみ候つれども、いまはいかゝ候はんずらんと心ぐるしくおほへ候」とて案じ煩ふてゐられます、尼公へ供養された門侶の供養で、大谷の一族が哺まれたのであります、しかし、尼公はおのれのなきあどはごうしてくらすことであらうかと心細く考へられたのであります、無理もないことであります。「た、はたけももたす候へば、ゆつりおく事もなく候」一步の田も一畝の畑ももたぬ身であり、子孫にのこす財物とは何ものもない赤貧洗ふがごとき身分であります。唯一の財であつた敷地を惜しみなく御本廟へ供養なされた尼公は全く無一物の窮乏者であらせられました、終焉の病床にありて子孫の生計をおもひわづらはれたことは、實に當然であり、またいたましい極みであります。

かゝるとき依怙とすべきはたゞ門侶だけであります、「いかう、ゐ中の人々をこそたのみまいらせ候」と仰せられてあります、そして「あまがさふらひしにかゝ

はらず御らんじはなたれす候へかしておぼえ候」とある如く、門侶へ信賴される念もふかゝつたのであります、そこで門侶に子孫の生計について最後にくりかへして懇囑せられてあります。

さて、尼公が本廟の敷地を寄進されたのは子孫の生計を門侶から支持して貰ふ交換條件としての術策であると推考してはならないとおもふ、敷地の寄進はすべてをさゝげる純一なものであつて、こゝに一點の作意はまじらないとおもひますいまこゝに子孫の生計を門侶へおたのみになるのは尼公と門侶との親しみから自然にあらはれたもので、敷地の寄進と結びついたもの若くは交換の條件を内容とするものと解してはなりません、敷地の寄進と子孫の生計についての懇望とは全く別々のものであります。

そして、自己のもつすべてをさゝげつくしたものが、はじめして尊い志のものに養はれ人天の供養をうける資格があるといへます。覺信尼公が素直に門侶に子

孫のことを懇囑された所以もこゝにあります。

(十) 和論語に編まれし法句

和論語の貴女の部に左の法句が編まれてあります。

覺信曰、をのれがよこしまをしる人は道をしる人のはしなり

日野左衛門佐廣綱室、親鸞上人女也、今本願寺開基

この法句は何ものからあつめてきたのであるかわかりませぬ、従つて果して覺信尼公のお詞であるかどうかも、もとより疑問に屬するものではありませんが、しかし、この法句は親鸞聖人の手によりて教養せられた念佛の行人としての心境をすなほに詮表してゐるものと感じられます。

「をのれがよこしま」を知るほどむつかしいことはありませぬ、すべての人々はありへのまゝの自己を見凝めることを怖れて、いろいろと辯疏をしたり假面を粧

ふたりしてゐます。「よこしまな」ことでも「おのれのよこしま」は「よこしまでない」やうに辯疏をしたり證明をしたりしやうとするのであります。おもふに、まともに自己の邪惡を邪惡と信知することは智慧のまなこのひらけた人でなくてはなりません、そしてかゝる智慧のまなこのひらけることは聖なる佛の光明を蒙ることによるものであります、知りがたい自己の邪惡をもはつきり信知する光はそのまゝ自己の救はれて行く正しい道を知らしていただけるのであります、これ「おのれがよこしまをしる」ことは「道をしる」人の「はし」すなはち端緒なりと示された所以であります。

かゝる法句は愚禿といふ名によつて自己をよびさまされた親鸞聖人の風格をうけつがれたものであり、善導大師の機法二種の深信を領得せられた心境より發露したものと味ふべきであります。こうした法句のなかにも、覺信尼の信心がうつくしく暗示されてゐるやうにおもはれます。

覺信尼はかなしい女性が、女性なる故にこの地上で流さねばならぬ最もいたましい涙の最後の一滴までも味ひつくされたやうなお方でありました、そして涙に洗はれていよいよその生命が淨化せられ高められたことでありませう。

覺信尼だけでなく、その母上の惠信尼もまた殆んどこれと似かよふたかなしい業を負ふておくらしになりました、わが聖人を繞れる方々の生活はすべて悲惨なるものでありました、しかも悲惨な生活のうちに「濁に染まぬ蓮」のやうに、うるはしい生命の花をひらかれたのでありました。

後 の 言 葉

この小篇は昭和六年六月十八日、十九日の兩夜、大阪津村別院の覺信尼公遠忌の記念講演會においてのべたるものゝ要旨であります。

そして、この一篇は六月の終、新潟に於ける學苑講座に出講の砌菊池屋旅館において、慌しい要務のうちに手記したものであります。越後に入るときいつでも聖人を憶ふことであります。聖人を偲びまいらせつゝ聖人の御息女を追慕してこれをまとめました。

若し、この小篇が尼公の生涯と貢献とを示す資助ともならば本懐の至りであります。

昭和六年七月初旬 洛北顯眞學苑にて

梅原眞隆 識

昭和六年七月十五日印刷
昭和六年七月二十日發行

定價金參拾錢

不許複製

著者兼
發行者

梅原真隆

印刷者

京都市壬生川通五條下ル
藤澤淨圓

發行所

京都市高臺寺榊屋町三六二
親鸞聖人研究發行所
振替大阪四四九八四番

梅原真隆校註

講本用
新刊

歎異鈔

四六版 七十頁
總振假名付
定價金貳拾錢
送料金貳錢

歎異鈔の最も權威あるものは本派本願寺に藏する蓮如上人の眞筆である、本書はこれに依つたものである、さらに研究の結果校訂をして原型に還元して、正しく科節をわかち、各條及び各段についてその要旨を示して註釋せるものである、歎異鈔の研究者と愛讀者の座右に缺くべからざるものである。(尙ほ本書は『歎異鈔の意譯と解説』から「本文」と「要旨」とを抄録せるものである。)

發行所

親鸞聖人研究發行所

京都市高臺寺榊屋町三六二

振替大阪四四九八四番

顯真學苑叢書

梅原眞隆著	玉置韜晃著	大原性實著	高千穂徹乘著	寺本慧達著	辻本鐵夫著	梅原眞隆著	玉置韜晃著	大原性實著	高千穂徹乘著	梅原眞隆著	高千穂徹乘著
覺如上人の傳統	印度の大乗經典	淨土教の中心問題	一遍上人と時宗教義	神社問題と眞宗	經集概説	蓮如上上人	般若心經講話	白然上人	法然上人	晩年の親鸞聖人	信仰と生活
送料	送料	送料	送料	送料	送料	送料	送料	送料	送料	送料	送料
五拾錢	五拾錢	五拾錢	五拾錢	五拾錢	五拾錢	五拾錢	五拾錢	五拾錢	五拾錢	五拾錢	五拾錢

京都市上區賀茂板倉町六一
 發行所 顯真學苑出版部
 振替八六一四西電話 振替一三五七八

顯真學苑出版圖書

佛敎文化の研究雜誌	玉置韜晃著	岡道固著	ヘルマン・ヘッセ作 蘭田香勳譯	顯真學苑 バンフレット 第一輯	顯真學苑 同人譯
顯真學報	唯識學概論	心理學概論	シツダルタ	眞宗の大意	意譯阿彌陀經
一年六回發行 一冊五拾錢 分送料不要	菊版 二百六十頁 送料 貳圓五拾錢	四版 四百頁 送料 壹圓八拾錢	四版 二百頁 送料 壹圓	四版 二百五十頁 送料 貳圓	五部 拾錢以上 送料 貳圓

京都市上區賀茂板倉町六一
 發行所 顯真學苑出版部
 振替八六一四西電話 振替一三五七八

梅原眞隆著作集目錄

道	親鸞聖人研究	聖容(惠信尼文書摘要)	意譯執持鈔	末燈鈔の研究	親鸞聖人血脈文集の研究	御消息に現はれたる親鸞聖人	教行信證概説	正信念佛偈講讚	歎異鈔の意譯と解説	淨土眞宗
送定價	送定價	送定價	送定價	送定價	送定價	送定價	送定價	送定價	送定價	送定價
五十	二十	四十	二十	六一	四三	一四六	四五	八四	八四	八四
厘錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢圓	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢	錢錢

京都市高臺寺樹屋町三六二

發行所 親鸞聖人研究發行所

〒大阪府八番四番

終

